



様式第4号(第6条関係)

平成 30年 4月 26日

三芳町議会議長 抜井 尚男 様

三芳町議会議員 抜井 尚男

政務活動費収支報告書

三芳町議会政務活動費交付条例第6条の規定により、下記のとおり平成25年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入

政務活動費

金 60,000 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	10,720	福島県会津方面視察
研 修 費	36,414	各種研修(交通費含む)
会 議 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費		
合 計	47,134	

3 残 額 金 12,866 円

- (注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載するとともに領収書等の写しを添付すること。
2 政務活動報告書を添付すること。
3 年度終了後30日以内に提出する。

様式第4号（細則第3条第1項第3号関係）

支 払 証 書

支 払 額 6, 1 8 8 円

上記の金額を支払ったことを証します。

平成 30年 4月 26日

三芳町議会議員
氏 名 拔井 尚男

支払内訳・内容	交通費（電車賃）
理 由	スイカ利用の為
債 権 者 名	東武東上線、JR、東京メトロ、鉄道会社

支払証書明細

日付	金額	支払内容	理由	支払先
2017年5月15日	946	みずほ台～永田町、往復	スイカ使用	東武線、有楽町線
5月21日	1,394	みずほ台～越谷、往復		東武線、JR
7月31日	1,019	みずほ台～幕張本郷		東武線、JR
8月2日	1,019	幕張本郷～みずほ台		東武線、JR
8月17日	946	みずほ台～永田町、往復		東武線、有楽町線
2018年3月28日	864	みずほ台～市ヶ谷、往復		東武線、有楽町線
合計	6,188			

様式第3号（細則第3条第1項第2号関係）

政 務 活 動 費 領 収 書 ・ 支 払 証 書 綴

領 収 書

①

坂井 尚男 様

¥ 3,000

但： 研修会参加費 として

2017年 5月 21日

一般社団法人マニフェスト研究会
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局
〒103-0027
東京都中央区日本橋 1-7-12 国土施設ビル 3階
電話：03-6214-1315



開催概要

片道697円

越谷 車道50分位

2017.5.21

- 日 時：2017年5月21日（日）12時45分～16時40分 / 開場：12時30分予定
※終了後、懇親会を開催します（別途会費制）
- 場 所：越谷市中央市民会館（埼玉県越谷市四丁目1番1号 TEL048-966-6622）
- 主 催：ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟（埼玉県勉強会実行委員会）
- 共 催：2017マニフェスト大賞実行委員会
- 協 力：早稲田大学マニフェスト研究所
- 対 象：首長、地方議員、地方自治に関心のある市民
- 参加費：首長、地方議員 3000円 市民、ほか 1000円
- 内 容：コンテスト応募者からの選抜者によるプレゼンテーションと来場者との意見交換を行います。
当日、来場者の全員の投票によって、最優秀発表者を決定、表彰します。

【お申し込み】

ホームページ <http://www.local-manifesto.jp/gikaigiin/> から、
もしくは裏面のお申込み用紙にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。

【お問合せ先】

埼玉県勉強会事務局（早稲田大学マニフェスト研究所内）
TEL：03-6214-1315

詳細情報はこちら

<http://www.local-manifesto.jp/gikaigiin/>

※ご不明点は、お問合せ先までご連絡ください。

2

領 収 書
RECEIPT

日付 17/07/07


2020

お名前
NAME 抜井 尚男 様

金 額 AMOUNT DUE	¥10,385
-------------------	---------

上記金額確かに領収致しました(消費税含む)
We have receipt your payment.

ホテルイン会津若松
HOTEL IN GUZU JON
住 所: 福島県会津若松市安町1-5
TEL: 0242-28-3370
FAX: 0242-28-3321
URL: <http://www.soute-inn.co.jp>



飛内品書(領収書)
 中央石油販売(株)
 竹間SS
 入間郡三芳町竹間沢東3-8
 TEL:050-3304-5187
 2017/07/07(金)18:15

Speedpass 様
 EMCCホウシマン
 8500110739250702 0216
 売上 コーレカード法人
 シナジーレギュラー
 110100 ¥8134
 68.35L @119.0 L-5 N-13

小計 ¥8,134
 合計 ¥8,134
 承認No. 0180044
 支払方法 一括

事前OK
 端末処理番号 15992
 ※本書保管上のお願い!!
 財布・手帳等にはさんで保管頂く
 場合は、印刷面を内側に折り保管
 をお願い致します。
 ★ドリンク20円引き! ★
 今ならこのチケット本券1枚で一杯
 ドリンクどれでも20円引き!
 ☆給油レシートを店内へ平成29年
 ☆6月末日まで当店のみ有効 ★
 No.9594 担当:0001
 POS番号01

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
 プレゼントチケット
 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
 併設のドトールコーヒーショップで
 本チケットを提示して、フードとド
 リンク合わせて500円以上買うと
 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

**限定グッズを
プレゼント!**



- 本ドトール店舗営業時間内のみ有効です。
- 引き換えは、当店のみの有効です。
- 賞品がなくなり次第終了させていただきます。

中央石油販売(株)
 竹間SS
 TEL:050-3304-5187
 2017/07/07(金)18:15

9名で按分

9名で按分

菊地議員、井田議員、細田議員
 細谷議員、抜井議員、山口議員
 内藤議員、岩城議員、小松議員
 9名で按分

領収書
 IDEMITSU
 269907
 エステシティ中富
 有限会社大野石油
 埼玉県所沢市中富南2-15-3
 TEL 04-2943-0071

売上 2017年 7月 7日 17:33
 上 様 手
 現金フリー 00-269907-90001-0001-9
 出光ゼアス P-7(内)
 48.00L @126.0 6048円

合計 6,048円
 (内、消費税等(8.00%) 448円)

約 1万円: 3,952円
 7千円: 952円

伝No: 10360 担当:0108

支出	適用	金額	備考	その他
7月5日	お土産代	¥6,480	森田園	お茶2コ
7月6日	高速代	¥13,680	往路(2台分)	ETC利用
7月7日	高速代	¥13,680	復路(2台分)	ETC利用
7月7日	ガソリン代	¥14,182	2台分	8,134円、6,048円
	計	¥48,022	¥5,335	一人あたり
			(端数切り捨て)	

領収証

三芳みらい 平成29年 7月 5日
公明党 様

9名で按分

¥ 6,480-

但し
上記正に領収致しました



森の国 株式会社

〒354-0044 埼玉県入間郡三芳町北永井627
TEL 049-258-3855 FAX 049-259-4427

ご利用代金明細書 (お客様のご個人情報保護のため、口座番号及び会員番号の一部を表示していません)

金融機関	支店
科目 普通	口座 No.
会員番号	

弊社のカードをご利用いただきありがとうございます。本日ご利用いただきましたカードご利用明細と「お支払日」を下記のご案内申し上げます。
「お支払日」は「ご利用明細」の「口座振替」のご振替を指し上げます。
※、お支払口座へのご入金はお早めにお願いたします。

29年 8月 25日発行

お支払日 29年 9月 11日 お支払金額

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今期 回数	お支払金額	(お支払い総額)		(内手数料)	
						現地通貨額	手数料	手数料	換算日
4980 0124 4691 2---	(JIC会員VISAカード)	井田 和宏 様							
29 7 6 ETC	東北支社	6840	1	1	6840	自三芳スマー	至会津若松	普通車	
29 7 7 ETC	関東支社	6840	1	1	6840	自会津若松	至三芳スマー	普通車	
					お支払金額合計	22230			

領書の印はポイントの対象利用となります。

(ご利用明細のご説明) <ご利用日>前週ご案内の通りご利用データもしくは仕様が変更されたものとなります。<ご利用金額>領収書では現金価値と御座います。<支払い区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=3回払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボーナス一括払い、等、<ご利用回数>今期ご利用回数をお知らせしております。
(お支払明細の換算レートのご説明) 海外買付ご利用代金は、各国のVISAセンター/マスターカードセンターから米国の決済センターにデータが買付した時点で、VISA/マスターカードが買付するレートに、当社が海外利用にかかる事務処理費として1.63%をプラスしたレートで日本円に換算されます。(毎月キャッシュレシユは在米の買付を指しません)ご利用になった日のレートではありませんので、ご了承ください。

9名で按分



ETCマイレージサービス

[各種届出様式](#) > [ご質問\(Q&A\)](#)
[マイページ](#) > [ポイント明細](#) > [還元額明細](#) > [ポイント交換](#) > [登録情報変更](#) > [カード情報変更](#) > [パスワード変更](#)
[利用停止](#)

還元額明細

抜井尚男 様

ログアウト

6ヶ月分の還元額の内訳が参照できます。

なお、還元額でのご利用は、ご走行の翌日夕刻以降に表示されます。

2017年10月31日13時 現在

現在ご利用可能な還元額

0円分 [\[ポイント交換\]](#)2017年07月分 [前月<](#) [>翌月](#)[\[還元額明細表示内容の説明\]](#)

利用IC(自)	利用年月日 時分	利用IC(至) 時分	区分	車種 (ETC割引額) 通行料金	(割引前料金) 還元額 加算	還元額 利用	還元額 残高	備考
	17/06/30 23:40			繰越			5,000	
17/07/06 08:12 三芳スマート	17/07/06 11:29		利用	1 会津若松	6,840	-5,000	0 (朝夕)	確定 (1,840円他支払)

さらに詳しい情報は、[\[総合詳細情報\]](#)をご覧ください。詳細情報は表示に時間がかかる場合がございます。[ページのトップへ](#)

通信データは、SSLにより暗号化されております。

[利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#)

© Copyright 2005 East Nippon Expressway Company Limited

Central Nippon Expressway Company Limited

West Nippon Expressway Company Limited

Hanshin Expressway Company Limited

Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited All Rights

Reserved.

ご利用代金明細書

4 / 7 ページ

抜井 尚男 様

会員番号

明細書作成日

2017年7月22日

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
7月7日		
7月7日		
7月7日		8,840
ETC 東日本高速道路 関東支社 ETC NO : 入口IC : 会津若松 : 磐越自動車道 出口IC : 三芳スマート : 関越自動車道		

5

整理番号 203
領収書発行日 平成29年7月31日

領 収 書

拔井 尚男 様

¥5,850※

但し、研修負担金として。

研修科目 : 市町村議会議員特別講座（政策の企画立案）
受講者氏名 : 拔井 尚男

入金日 : 平成29年7月28日
入金方法 : 銀行振込

千葉県美浜区浜田1-1
公益財団法人 全国市町村研修財団
市町村職員中央研修所
分任出納役 石橋美秀



6

振込振替 (お振込) 印刷

引出口座選択 ▶ 振込日指定 ▶ 振込先選択 ▶ 内容入力 ▶ 確認・実行 ▶ 受付完了

お振込のご依頼を下記の内容で受けました。

予約扱いでのお振込の場合は、お振込指定日に必ず「状況照会」を行ってください。
 予約扱いでのお振込を取り消す場合には、「予約取消」を行ってください。
 「予約取消」はお振込指定日の当日午前6時まで、利用可能です。

受付日時: 2018年03月08日 12時51分	
お引出し口座	みずほ台支店 普通 137300
ご依頼人名	メクイ ヒサオ
お振込先口座	三菱東京UFJ銀行 日本橋中央支店 普通 0200471
お受取人名	イッパンシャダンハウジン マニフェストケンキユウカイ
振込指定日	2018年03月08日
振込金額	5,000円
振込手数料	216円
振込申請先への登録	登録する


ご 請 求 書

2018年 3月 5日

拔井尚男 様

一般社団法人マニフェスト研究会
 ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局

〒103-0027
 東京都中央区日本橋1-4-1
 日本橋一丁目三井ビルディング5F
 電話:03-6214-1315



下記の通り御請求申し上げますので、ご査収の程宜しくお願い申し上げます。

御請求訳

品名	数量	単価	合価	備考
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟2017年度年会費	1	5,000	5,000	
合計			¥5,000	※税込み

※3月31日迄にお振込をお願いいたします
 ※振り込み手数料はご負担をお願いいたします

〈お振込先〉
 ○銀行名・支店名 三菱東京UFJ銀行 日本橋中央支店
 ○口座番号 普通・0200471
 ○口座名義 一般社団法人マニフェスト研究会
 ○口座名義(カナ) イッパンシャダンハウジン マニフェストケンキユウカイ

〈お問い合わせ先〉
 ○住所 東京都中央区日本橋1-4-1
 日本橋一丁目三井ビルディング5F
 ○担当者 永尾・中村・青木
 ○電話番号/FAX 03-6214-1315/03-6214-1186

7

領 収 証

抜井 尚男

様 No. _____

¥ 11,160-

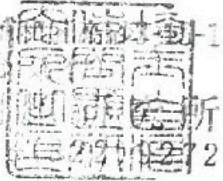
但 埼玉自治体問題研究所会費 (2017/4 ~ 2018/3月分) として
入金日 2018年 3月 9日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額 _____
消費税額等 (%) _____

この用紙は森林保全に配慮したFSC®認証パルプを使用しています。

〒330-0801 さいたま市浦和区大宮1-1-1
埼玉自治体問題研究所
電話 048-833-0101



坂井尚 男様

5,000円

交流会議2018 春企画 参加費として

上記正に領収いたしました。

市民と議員の条例づくり交流会議

〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7-6F

TEL 03-3234-3808 FAX 03-3263-9463

学校教育

その質問

2018年3月25日（日）法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎S305
13時から16時／参加費：議員5千円、市民2千円（要申込※第一次メ切3月12日）

【趣旨】

自治体議員選挙の公約で、ほとんどの候補が教育政策を取りあげる。一般質問等でも自治体が設置している学校について取りあげる議員は多い。有権者のなかにも教育政策には関心をもつ人は多く、「誰もが一家」をもつ政策分野とあってよいだろう。その教育という政策については、教育委員会が置かれ、首長・議員が直接教育内容に関与しない権限配置がなされているとともに、国、都道府県、市町村が深く関連し合いながらも役割を分担するという体制の下にある。そして、自治体議会で展開される教育政策に関する議論や問題提起は、必ずしもその制度の設定を踏まえた有効なものになっているとは限らない。本来議会や首長が権限をもたない領域に関する議論ばかりが展開されている一方で、その権限内において、一定の有効性も期待されるような政策提案や実現は必ずしもうまくなされていないのではないだろうか。また、教育への思いを持ち、それを少しでも良くしようという意図で行われる教育政策の議論が、問題の複雑化や多忙化という状況下にある学校現場をさらに疲弊させてしまうことも深刻な課題である。

この企画では地方自治学者、教育行政の実務家、自治体議員がそれぞれの視点から自治体議会における意義のある教育政策の取りあげ方を検討し、住民自治にもとづく市民の、市民による、市民のための公教育を実現するために、教員や教育の専門家と自治体議会、議員の役割分担のあるべき形を検討する場としたい。

【論点】教育委員会制度と自治体議会／教員だけが学校教育を担うのが適切か？／教育における集権と分権／自治体議員が気づいていない教育のための役割／教育委員の任命同意審議のあり方

【構成（当日の進行・プログラム概要）】

- 第一部・基調提起（廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム）
- 第二部・事例報告（実践共有と課題・論点の整理／コーディネーター・廣瀬克哉）
- 第三部・ディスカッション（実践課題についての対話と全体ディスカッション）

【主催】

市民と議員の条例づくり交流会議・自治体議会改革フォーラム・法政大学ポアソナード記念現代法研究所

【連絡先／お申込方法は、ホームページにてご確認ください】

市民と議員の条例づくり交流会議
 （事務局：担当・亀井）

〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7-6F
 TEL 03-3234-3808 URL <http://www.jourei.jp/>



市民と議員の
 条例づくり交流会議



自治体議会改革
 フォーラム

平成30年 4月19日

三芳町議会議長 抜井尚男様

三芳町議会議員

氏名 抜井尚男

政務調査報告書

三芳町議会政務調査費交付条例第6条の規定により、下記により平成29年度政務調査報告書を提出します。

記

1 調査事項	議会改革の取組みについて
2 調査場所	福島県会津若松市、福島県会津美里町
3 調査日	平成29年7月6日(木)～平成29年7月7日(金)
4 参加者	ニ芳みらい(菊地浩二、細田三恵、井田和宏、細谷三男、山口正史、抜井尚男) 公明党議員団(内藤美佐子、岩城桂子、小松伸介)
5 調査結果(概要) (資料のあるときは添付)	○会津若松市 政策形成サイクル、政策討論会、意見交換会等を調査・・・本町の政策提言を進める上で参考となった。 ○会津美里町 通年議会、町民協同会議、分野別意見交換会、議会広報モニター制度等を調査・・・通年議会等、本町での取組みに対し参考となった。 (添付資料参照)

29年7月6日～7日視察質問事項

抜井 尚男

7月6日 会津若松市議会

① 政策提言について

- ・政策形成サイクルを作成する上で、特に配慮した点
- ・サイクルは作成当初から変更はないのか、あったとしたら変更した問題点とは
- ・市民意見と要望を重視していると思うが、十分に機能しているか
- ・意見交換会の進め方、その様子、苦勞している点
- ・提言に対する、市民の反応や意識は如何か
- ・議員間や議会内で苦勞している点や問題点はあるか
- ・執行側の反応及び関わり
- ・代表的な提言とその理由及び提言の成果の実感は
- ・通年議会に対する考えは
- ・事務局の体制及び役割
- ・その他政策提言を進めるうえでの注意事項等は
- ・今後の議会改革の取組として大きく唱えたいものは

7月7日 会津美里町

① 通年議会について

- ・導入に至る背景と導入した主な理由
- ・導入に対する、町長を含む執行側の反応及び町民の反応・評価
- ・会期の開会及び閉会（おそらく1/1～12/31）の議事進行方法
- ・町長の専決事項の内容及びその理由

② 町民協働会議について

- ・会議体設立の背景
- ・会議体の役割及び委員数及び選出方法
- ・「議員定数及び報酬について」も会議を重ね報告書を作成しているが、内容及びそのプロセス、報告書に対する町民等の反応は如何か

③ 提言について

- ・過去の政策提言実績の内容は
- ・町での提言の取り扱いは如何か

④ 議会広報モニターについて

- ・現在検討中とのことだが進捗は
- ・期待する効果とその役割は
- ・設置予定期日は決まっているのか

議会からの政策形成

～議会基本条例で実現する市民参加型政策形成サイクル～

	ページ
I 会津若松市議会基本条例の制定プロセス……………	1
II 会津若松市議会基本条例・議員政治倫理条例の概要……………	6
III 政策形成サイクル（総論）……………	15
IV 政策形成サイクル（各論）……………	23
V 議決責任と議員間討議……………	37
VI 政策形成サイクル活用の具体的実践例……………	41
VII その他議会改革の取り組み……………	61
（参考）平成 16 年度以降の主な議会改革の動き……………	66



会津侍

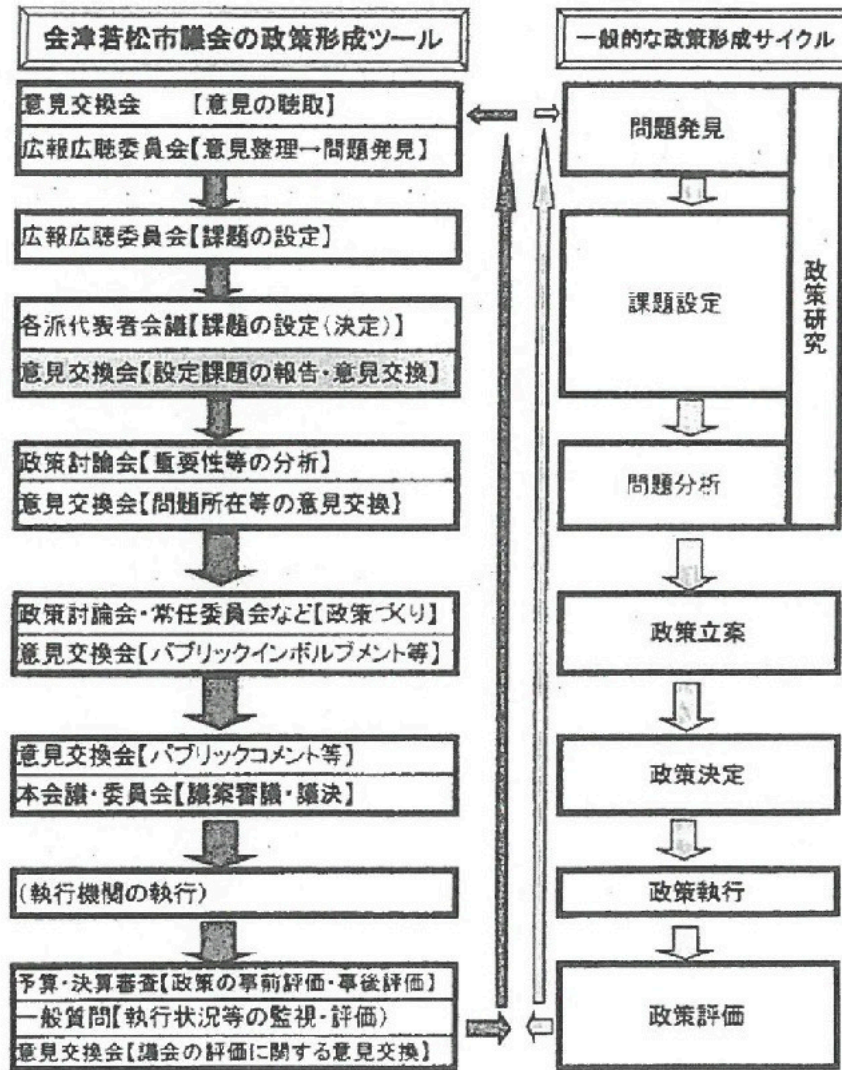
若松つつん

Ⅲ 政策形成サイクル（総論）

1 政策形成サイクルの基本フレーム

政策形成サイクルは、市民との意見交換会を起点とし、そこで頂戴した意見については、議会が有するさまざまな個別の意思を一般化・統合化していくという機能を踏まえ、数多くの意見から帰納法的に課題を設定し、市民意見・要望に応えようとするモデルである。（図表4）

図表4 政策形成サイクルにおける主要ツールの位置付け



2 政策形成サイクルの段階別概要

(1) 政策研究

◎ 問題発見 ⇒ 課題設定 ⇒ 問題分析

- 市民との意見交換会で市民から「意見を聴取」する。
- 多様、多数の「意見を整理」し、「問題を発見」する。
- 発見した問題を一般化、抽象化することで、「課題設定」を行う。
- 設定された課題については、優先順位、重要性、緊急性等を考察・評価する「問題分析」を行う。

(2) 政策立案・政策決定・政策評価

◎ (1) の政策研究を行った上で、政策討論会などを通して、調査研究（インプット）を行い、具体的な政策（条例立案・議案修正・政策提言）として、立案・決定（アウトプット）に結び付けていく。また、あわせて、政策執行による地域振興と市民福祉向上への成果（アウトカム）を市議会全体の評価尺度で評価し、説明・報告する。

※ 政策研究は、サイクルの起点として極めて重要な位置を占める。

※ 市民意見を市長に伝達するだけでは議会は単なる「使者」にすぎず、その意味では、市民との意見交換会を「議会活動」として認識することはできない。いただいた意見は、少なくとも議会内にも「政策情報」として蓄積することが、議会活動というための必要条件となる。

3 意見整理から問題発見、課題設定までの具体例

(1) 問題発見を行うための市民意見の整理

- ・ 政策サイクルの問題発見の前提として行う。
 - ※ 問題発見 = 現在の状態と実現したい姿とのギャップの把握と定義
- ・ 問題発見ができるよう、中分類～大分類に分類
- ・ 課題設定につなげることを視野に入れ、分類した意見を分析し、問題発見に取り組む。

(2) 課題設定の具体的方法

ア 課題設定の意義

課題設定 = 問題発見の段階で問題を把握した後、市民ニーズを踏まえ特に取り上げて解決すべきもの、実現すべき問題をテーマとして設定することと定義

イ 議会として課題を設定することの重要性

（会津若松市議会としての認識）

- ・ 課題設定が済めば、その後のサイクルが機能する。
- ・ 議員個々の課題設定との調和

ウ 課題設定の基本視点

市民ニーズに照らしての重要性だけでなく、議事機関としての機能や執行機関との機能的相違などを踏まえ、設定する。

- ・ さまざまな市民意見を分析する中で、市民ニーズを見出す。
- ・ 縦割りの課題は執行機関に委ね、議会としては、可能な限り市民視点での横割りの・総合的な課題を設定する。
- ・ 課題は、何らかの方策によって議会内の合意形成が図られたり、解決できたりする性質のものに限らず設定する。
 - このような課題こそ、議会内や市民間で検討・議論することで、論点・争点が明確になり、議会及び市民が絶えず「あれか、これか」を自らの判断で選択することができるための条件整備につながる。

エ 設定した課題（政策課題）及び検討主体の振り分け

以上のような検討を経て設定された課題は、図表5（p17）のとおり。

課題を調査研究・議論する主体は、政策討論会（全体会、分科会、議会制度検討委員会）に振り分けている。

○会津美里町議会通年議会実施要綱

平成27年12月14日

議会告示第5号

(総則)

第1条 会津美里町議会(以下「議会」という。)は、会津美里町議会基本条例(平成24年会津美里町条例第24号)の理念のもとに未来を見据えた議会の取り組みとして、議会としての監視機能の充実強化を図り、議会が主導的又は機能的に対応するための通年議会を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(会期)

第2条 定例会の会期は、1月から12月までとする。

2 前項の規定にかかわらず議員の任期満了の年における会期は、1月から10月及び11月から12月までとし、議会の解散があった場合の会期は、1月から議会の解散の月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月から12月までとする。

(本会議)

第3条 本会議は3月、6月、9月及び12月(以下「定例月」という。)に再開する。ただし、緊急に議会等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開する。

(本会議の呼称)

第4条 定例会における本会議の呼称は、再開する月を冠して「【元号】〇〇年会津美里町議会定例会〇月会議」とする。ただし、同一の月に2回以上本会議を再開するときは、月の前に回数を加え、「【元号】〇〇年会津美里町議会定例会第〇回〇月会議」とする。

(議案等の提出)

第5条 議会提出の議案、意見書及び決議案等は、暦年ごとに一連の番号を付すものとする。

(議事日程の作成)

第6条 議事日程は、本会議を再開する月ごとに一連の番号を付すものとする。

(一般質問)

第7条 一般質問は、定例月に再開する本会議において行う。

(一時不再議)

第8条 会津美里町議会会議規則(平成17年11月28日議会規則第1号)第15条に規定する「一時不再議」は、再開する本会議の都度、事情変更の原則があったものとみなす。

(所管事務調査)

第9条 常任委員会が行う所管事務調査は、定例月に再開する本会議以外の月の休会中に行うことを原則とする。ただし、災害など緊急に調査が必要な場合はこの限りでない。

(会議録)

第10条 会議録は、定例月及び本会議を再開するごとに調製するものとする。

会津美里町議会議員間・委員間討議に関する実施要領

平成 24 年 10 月 1 日施行

平成 25 年 8 月 26 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、会津美里町議会基本条例（平成 24 年会津美里町条例第 24 号）第 9 条に基づく議員間討議の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(本会議)

第 2 条 各議員は、開会初日までに 各議案及び一般会計補正予算の課題・論点を議長に提出する。

- 2 議長は、提出された課題・論点の整理及び調整を議会運営委員会に付託する。
- 3 議会運営委員長は、課題・論点の整理及び調整を行った結果を抽出論点一覧表にて議長に報告する。
- 4 常任委員長は、委員会に付託された各議案の論点が整理されたもの及び審議結果を委員会終了日の翌日に議長に審議結果一覧表にて報告する。
- 5 議長は、本会議審議に係る各議案及び一般会計補正予算の抽出論点一覧表を配布し、議員の確認を得る。
- 6 議長は、本会議審議に係る各議案及び一般会計補正予算の質疑が終了し、町長等の退席後、全議案について議員間討議を行う。なお、常任委員会に付託された議案については、審議結果一覧表に基づき議員間討議を行う。
- 7 議長は、各議案について論点・争点を整理し、全議員の確認を得る。
- 8 議長は、議員間討議終了後、散会を宣告する。

(常任委員会)

第 3 条 委員長は、開会初日に、委員会事前打ち合わせを行い、各委員が持ち寄った付託された各議案の課題・論点について、意見交換を行って、論点の抽出及び争点の予測を行う。

- 2 各委員は、総括質疑後に論点の追加があれば委員長に報告する。
- 3 委員長は、町長等の出席の下、抽出論点一覧表に基づき、各議案について質疑を行う。
- 4 委員長は、質疑が終了し、町長等の退席後、抽出論点一覧表等の審議結果に基づき、各議案について委員間討議を行い論点・争点の整理を行う。
- 5 委員長は、委員間討議終了後、町長等の出席の下討論・採決を行う。
- 6 委員長は、各議案の論点が整理されたもの及び審議結果を委員会終了日の翌日に審議結果一覧表にて議長に提出する。

(予算・決算特別委員会)

第 4 条 各委員は、開会初日に、一般会計予算又は一般会計決算（以下「議案」という。）の課題・論点を委員長に提出する。

- 2 委員長は、提出された課題・論点の整理及び調整を議会運営委員会に付託する。
- 3 議会運営委員長は、課題・論点の整理及び調整を行った結果を開会前日までに委員長に抽出論点一覧表にて報告する。
- 4 委員長は、開会后、直ちに抽出論点一覧表を配布し、委員の確認を得る。
- 5 委員長は、町長等の出席の下、抽出論点一覧表に基づき、議案について質疑を行う。
- 6 委員長は、質疑が終了し、町長等の退席後、議案について委員間討議を行い論点・争点の整理を行う。
- 7 委員長は、委員間討議終了後、町長等の出席の下、討論・採決を行う。
- 8 委員長は、審議結果一覧表を最終日前日までに議長に提出する。

附 則

地区別意見交換会の流れ

